別記　要求書

一、解雇即時取消スコト

二、組合加盟ノ自由ヲ認メルコト

三、解職手当ヲ制定スルコト

四、同一労働ニ対シテ同一工賃ヲ支払ヘ

（現在ノ最高額ヲ倍ニスルコト）

五、雇入後三ヶ月以後ハ請負制度ニスルコト

別記（1）　親愛なる所民諸君へ

私達は数年タビ工場に永い間働いてきた労働者であるが、その報酬として五月十九日、突然、何等の理由もなく、五人の手当も与へず解雇を私たちにしたのである。この暴挙のトンデモない事実に対して、どうして生きてゆけるか？

過酷に苛酷を加えて飢えに追かわれならぬ失業することは絶対に出来ない。我々は我々の生活を守るために争ひを続ける。「解雇を即時取消せ」「組合加盟の自由を認めろ」「職手当を制定しろ」等の要求を掲げて戦ひの火ブタを切ったのである。

親愛なる所民諸君！！

陸は失業問題の組織以来金解禁、産業合理化政策が強行せられ、この暴挙は益々増大し深刻化、労働者仲間は段々と戦争挑発政策の生贄は愈々のトンデモない犠牲にされようとしている。

労働者大衆の生活は実に絶望的窮乏に追ひ込まれたのだ。今こそ我々は斗争の火の手を挙げなければならぬのだ。

親愛なる所民諸君！

会社は組合を作ったのか？　怪しからぬ！　会社は